

胚の凍結保存についての当院の規定【同意書-02-005(4版 2026年5月)】

(1) 胚の凍結保存期間・料金

- ① 胚の凍結保存期間は、凍結日から、保険適用は1年間、保険適用外は2年間です。
また、この間の凍結保存の料金は診療報酬または当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照下さい)。
- ② 凍結保存胚の融解を申し入れた日が、凍結保存期間中であっても、融解を行う日が凍結期間満了日を1日でも過ぎる場合、1年分の凍結保存継続管理料(保険適用は「胚凍結保存維持管理料」という名称ですが、本規定では以下いずれも「凍結保存継続管理料」とします)が発生します。

(2) 患者様から当院への連絡義務

※当院から患者様へ保存期間満了についての連絡義務はありません。

- ① 凍結保存期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に、保存期間を延長するか、廃棄するかを、当院へ連絡し、胚の凍結保存時の請求書と同時にお渡しする「凍結保存 胚 保存期間延長および廃棄の同意書」(以下書類とする)に署名し、当院へ提出して下さい。
もし、凍結保存期間内に連絡がない場合は、保存期間延長の意思がなく胚の所有権を放棄したものとみなし、当院は当該保存胚を廃棄します。
- ② 連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、変更後1ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。
- ③ 離婚した場合や夫婦のいずれかが死亡した場合は、1ヶ月以内に当院へ連絡し、廃棄の手続(書類に署名して当院へ提出)を行って下さい。
これは、日本産科婦人科学会の会告「胚の凍結保存期間は、夫婦として継続している期間である」に従うものです。この場合、胚の所有権は当院に帰属し、胚は廃棄します(胚移植法は実施できません)。
- ④ 夫婦のいずれかが行方不明になった場合は、1ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。この間の胚の所有権はもう一方の配偶者に帰属します。しかし、行方不明の間は、夫婦双方の意思が確認できないため、胚移植法は実施できません。
- ⑤ 郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません(必要に応じ、書留等をご利用下さい)。

(3) 胚の凍結保存期間の延長をする場合

- ① 凍結保存期間の延長を希望する場合は、保存期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に書類に署名し、当院へ提出して下さい。3ヶ月より前の書類の受付はしておりません。当院で書類受領後、後日、凍結保存継続管理料の請求書をお渡しします。ただし、保険適用の請求は凍結保存期間満了日以降のため、請求書のお渡しにお時間がかかる場合があります。凍結保存継続管理料は診療報酬または当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照下さい)。
- ② 支払は、保険適用は指定された日までに受付窓口で、保険適用外は請求書発行日から20日以内に行って下さい。ただし、凍結保存期間満了日以降に融解(解凍)-胚移植法等の治療を行う場合は、治療開始の予約をする日までに支払を行って下さい。支払後、凍結保存期間満了日より1年間、凍結保存期間が延長されます。支払期限内に支払がない場合は、当該保存胚を廃棄しますが、支払の義務は残ります。
- ③ 凍結保存期間延長による凍結保存は、保険適用の有無にかかわらず、凍結から最長で原則10年とします。妊娠等で治療が中断されている場合は、保険適用での凍結保存期間延長はできません。
また、保存期間延長の手続を行う際に、妻が、保険適用は43歳、保険適用外は生殖年齢(当院では50歳)を超えた場合は、保存期間延長の手続は行えません。ただし、保険適用にて凍結保存を開始した場合でも、規定の範囲内であれば、保険適用外に切り替えて延長を行うことは可能です(以降は保険適用外の胚の凍結保存期間延長として取扱います)が、凍結保存胚の融解-胚移植法の治療は、保険適用の範囲内であれば保険適用での実施となります。
- ④ 凍結保存期間中に、本規定が変更になった場合(診療報酬改定、凍結保存継続管理料の増減や保存期間の変更等)、変更直後の延長手続時から、変更された最新の規定が適用になります。

(4) 胚の凍結保存期間を延長せずに廃棄を希望する場合

- ① 凍結保存期間の延長をせずに廃棄を希望する場合は、原則、保存期間満了日の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に書類に署名し、当院へ提出して下さい。ただし、廃棄を希望する場合に限り、3ヶ月より前の書類の受付もしております。当院で書類受領後、廃棄を行います。

<裏面へつづく>

<胚の凍結保存についての当院の規定 02-005 のつづき>

(5) 凍結保存胚の融解-胚移植法を希望する場合

- ①凍結保存胚の融解-胚移植法の治療を希望する場合は、医師との相談の上で「凍結保存胚の融解(解凍)-胚移植法の同意書」に署名し、当院へ提出して下さい。
- ②夫婦のいずれかでも凍結保存継続管理料等の未払がある場合は、治療開始の予約ができません。また、支払を行い、治療を開始した場合でも、治療中に新たに未払が発生した場合は、治療を継続することができません。
- ③保険適用で凍結保存を行った場合、凍結保存胚の融解-胚移植法の治療は、保険適用での実施となります。また、凍結保存期間延長手続を保険適用から保険適用外に切り替えた場合でも、融解後の治療は保険適用で実施されます。ただし、年齢や治療回数が保険適用の範囲を超えた場合に限り、規定の範囲内で保険適用外に切り替えて、凍結保存胚の融解-胚移植法の治療が実施可能です。

(6) 当院の閉院等で胚の凍結保存が継続できなくなる場合

- ①閉院等で治療が行えなくなった場合は、原則として事前に連絡し、ご希望に応じて他院へ凍結保存胚を移送する手続を行う等、できる限りの範囲で対応しますが、移送先の施設は、患者様ご自身で探して頂きます。なお、移送に関わる料金は全て保険適用外となります。
- ②やむを得ない何らかの理由(医師の急死や感染症の蔓延等)で、突然閉院になった場合や、不慮の事故や災害(天災、火災等)が起こった場合、やむを得ず凍結保存の継続ができなくなる場合があります。

施設責任者 セキールレディースクリニック 院長 関 守利